



環境省

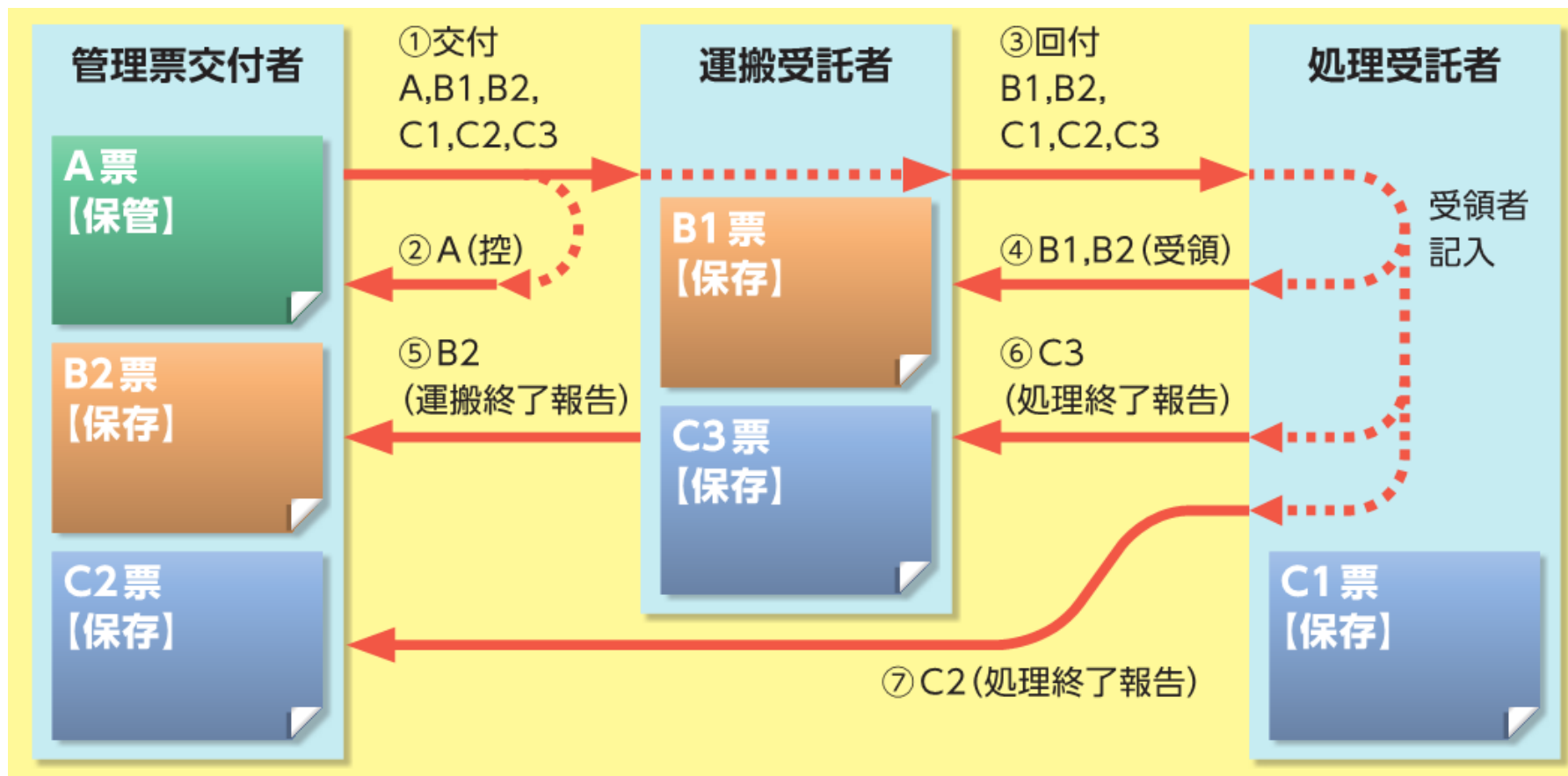
電子管理票について

令和6年3月

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室

1 汚染土壌の運搬・処理における管理票の概要

- 土壌汚染対策法では、汚染土壌の適正な運搬・処理実施の確認を目的として、汚染土壌を要措置区域等から区域外に搬出する際に、管理票の交付等を行う義務がある。
- 管理票を管理票交付者（搬出者）が交付し、運搬受託者や処理受託者が運搬・処理状況を記載して回付し、それぞれ管理票又はその写しの保存を行わなければならない。



2 印刷物の管理票の運用における問題点

・従前の印刷物の管理票の運用には、以下のような実務上の問題点が指摘されている。

- ① 印刷物の管理票を電子保存するためにスキャンを行う際、管理票がA 4サイズより大きく、厚みがないことから、自動で読み込めず、1枚ごとに手作業で読み取ることに手間がかかる
- ② パソコンを使用して管理票の複写帳票に印字しており、事務負担となっている
- ③ 運搬・処理終了に係る管理票の郵送費等が大きい
- ④ 印刷物の管理票は紛失、棄損等の問題が生じやすい
- ⑤ 印刷物の管理票は6枚複写帳票による運用であり、ドットインパクト型プリンタにより作成しているが、故障した場合には修理や新規購入が困難な状況にある
- ⑥ 印刷物の管理票から搬出土量を集計する場合に、手間がかかる

3 管理票の電子化のメリット

- ・管理票交付者等にとって、管理票の紛失防止、記録等の作業の効率化、各種データの集計・報告・分析等の利便性の向上等につながることを期待される。
- ・データが関係行政機関（都道府県等の自治体、環境省）等に提供されれば、汚染土壌の取扱いに関する透明性の確保・向上、行政機関における事務の効率化にも貢献。
- ・土壌汚染対策における脱炭素化、省資源化等の推進にも寄与。

メリットの概要		メリットの対象
紛失防止	管理票を電子データで管理することで紛失を防止できる。	管理票交付者等
記録作業の効率化	手書きに比べて迅速な記録が可能となる。	管理票交付者等
情報の検索性向上	大量の管理票の中から特定の管理票を閲覧する場合に検索しやすくなる。	管理票交付者等
透明性の確保・向上	管理票交付者、運搬受託者、処理受託者間でのデータ共有、自治体・環境省へのデータ提供により、汚染土壌の運搬・処理の透明性を向上できる。	管理票交付者等 自治体、環境省
情報の取扱いに関する利便性向上	電子データによる整理・集計が可能のため、汚染土壌の運搬・処理状況の分析、自治体への報告等が容易になる。	管理票交付者等 自治体、環境省
運用状況の把握の効率化	自治体・環境省へのデータ提供により、汚染土壌の運搬・処理に関する運用状況の把握が容易になる。	自治体、環境省
環境への貢献	脱炭素化、省資源化等の土壌以外の分野における環境への貢献につながる。	社会全体

4 管理票の電子化に向けた環境省e文書規則の改正

- ・個別の法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等の行為を電子的に実施することを可能とする枠組みを整備した法律として、e文書法が制定されている。
- ・環境省所管法令については、同法に基づく環境省e文書規則において、当該書面の保存等の行為を規定している各法令の条項を列挙することで、電子的に実施可能な行為を規定している。

電子管理票に関する対応



- ・平成30年に土壤汚染対策法の管理票又はその写しについて、保存規定を同規則に追加する改正が施行され、電子データによる保存が可能となった。
- ・さらに、令和6年に同規則を再び改正[※]し、保存に加えて、交付、回付等の一連の行為を電子管理票（電子データを使用した管理票）で行うことが可能となった。（2月20日公布、4月1日施行）

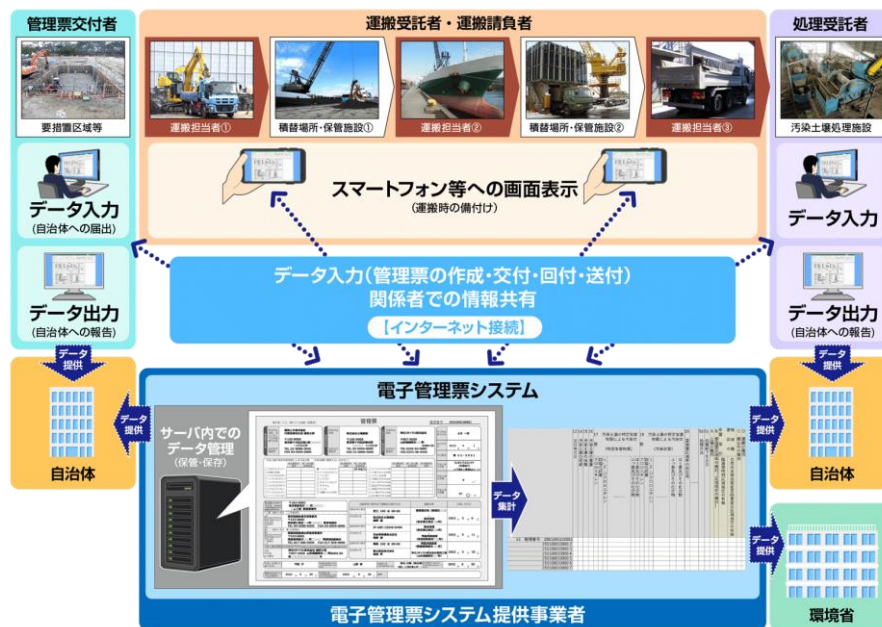
※同規則第9条、別表第1、別表第2において、土壤汚染対策法における汚染土壌の管理票の交付等に関する各条項を追加。

○e文書法(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律)
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416AC0000000149>

○環境省e文書規則(環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則)
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=417M60001000009>

5 電子管理票の運用イメージ

- 電子管理票は、管理票交付者等が、民間事業者等の提供する電子管理票システム（電子管理票の取扱いが可能な情報処理システム）を利用することで運用される。
 - 具体的には、搬出現場ごとに、管理票交付者・運搬受託者（運搬請負者を含む）・処理受託者が合意のもと、様々な民間事業者等が提供する電子管理票システムの中から1つを選択し、利用することとなる。
- ※ 1 運搬時の備付けの運用としては、スマートフォン等の画面に管理票の電子データを様式に則った形式・明瞭な状態で表示できるようにする等の対応が挙げられる。
- ※ 2 システム提供事業者は、電子管理票の整理番号を付与する際には、「電子管理票システムに関する手引き」3.1に示す西暦年度等を用いた13桁の構成とする。



電子管理票システムによる運用イメージ

6 システム提供事業者に関する情報の環境省HPへの掲載

- ・環境省HPでは、様々な民間事業者等が提供する各電子管理票システムについて、管理票交付者等に対する土壌汚染対策法への適合性の確保等の対応状況等に関する情報提供を目的として、「システム提供事業者一覧」を掲載する予定。
- ・システム提供事業者は、環境省に対して当該掲載の依頼を行った上で利用者へのシステムの供用を開始することが望ましい。

※具体的なシステム提供事業者に関する情報は、今後、該当事業者からの依頼等を受けて順次掲載する予定。

項目		システム番号	01	02
		システム提供事業者名	〇〇株式会社	株式会社△△
		システム名	〇〇システム	△△システム
機能要件の充足可否 ^{※1}	Case1	一般的な運搬	対応	対応
	Case2	積替え・保管がある運搬	対応	未対応
	Case3	飛び地間・区域間移動	対応	対応
	Case4	再処理汚染土壌処理施設への運搬	未対応	未対応
セキュリティ要件の充足可否	不正利用防止に関する項目		有	有
	情報セキュリティに関する項目		有	有
任意拡充機能 ^{※2} の実装状況	管理票交付者向け機能		9/9	5/9
	運搬受託者・処理受託者向け機能		7/9	5/9
	自治体向け機能		3/6	6/6
	推奨データ項目 ^{※3}		1/5	3/5
	その他		有	無

7 環境省における電子管理票関連資料の公開



・環境省HPでは、「システム提供事業者一覧」の他、電子管理票に関する具体的な運用方法等を示すことで、民間事業者等が電子管理票システムを構築・提供する際の留意点等をより分かりやすく説明する目的で、「電子管理票システムに関する手引き」を公開している。

◆ 電子管理票システムに関する手引き

◆ システム提供事業者一覧

<https://www.env.go.jp/water/dojo/ekanrihyou.html>

<参考>

「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」、「汚染土壌の処理業に関するガイドライン」について関係箇所を令和6年4月に改訂。

・汚染土壌の運搬に関するガイドライン

・汚染土壌の処理業に関するガイドライン

<https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>